

伊勢原市ガバメントクラウドファンディング実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がふるさと納税制度を活用して実施するガバメントクラウドファンディングに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ガバメントクラウドファンディング ふるさと納税制度を活用し、市又は事業提案団体等が事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から集める資金調達の仕組みをいう。
- (2) ふるさと納税 市に対する地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附をいう。
- (3) プロジェクト 地域の課題解決及び活性化のため市が主体となつて行う事業で、ガバメントクラウドファンディングにより事業の財源の全部又は一部を調達するものをいう。
- (4) 寄附者 プロジェクトに共感し、資金提供を行う者をいう。
- (5) 返礼品等 寄附金額に応じて寄附者へ提供する権利、物品、サービスその他の特典をいう。

(寄附の申込み)

第3条 寄附者は、ふるさと納税ポータルサイトを經由して寄附の申込みを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、同項に規定する方式以外の方式により寄附の申込みを行うことができる。

(寄附の受領等)

第4条 市長は、前条の申込みがあった場合は、内容等を確認の上、適切であると認めるときは、寄附者から寄附金の納付を受けるものとする。

2 市長は、寄附金の納付を受けたときは、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金の受入手続等に関する要綱(平成25年伊勢原市告示第145号)第5条第2項に定める伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附金受領証明書を寄附者に交付するものとする。

(プロジェクト)

第5条 市の課題解決等のために実施するプロジェクトは、市長が別に定める。

(返礼品等の贈呈)

第6条 市長は、プロジェクトごとに返礼品等を定めることとし、寄附者へ金額に応じて定める返礼品等を贈呈する。ただし、返礼品等の贈呈を予定しないプロジェクト又は寄附者が返礼品等の受贈を希望しない場合は、この限りでない。

(氏名の公表)

第7条 市長は、寄附者の了解を得て、寄附者の氏名を公表することができる。

(基金への積立て)

第8条 この要綱に基づいて受けた寄附金については、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金積立基金条例(平成25年伊勢原市条例第25号)第1条で設置した基金へ積み立てることができる。

(適用除外)

第9条 この要綱に基づいて受けた寄附については、第4条第2項に定めるものを除き、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金の受入手続等に関する要綱を適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年9月29日告示第170号)

この告示は、令和7年9月30日から施行する。

附 則 (令和8年2月2日告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。